### 江東区児童相談所移管推進会議 有識者検討会議 意見概要

#### 児童相談所のあり方について

1

・家庭を支援する子ども家庭支援センターと介入機能を持つ児童相談所が一体的に見えると、保護者が弱音を吐けるところがなくなってしまう恐れがある。そのため、子ども家庭支援センターと児童相談所は建物を分けるか、それが難しい場合は、両者を階や区画で分けるなど、極力、一体的に見えないような工夫が必要である。

### 各機関の役割と連携

- ・児童相談所をつくることで1つの区の中で児童相談体制を一体的に担 うといっても、児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域の子ども 家庭支援センター、保健相談所といった各部署間でバトンを渡してい くことがリスクとなるため、連携方法を具体的に検討しておく必要が ある。
- 1 歳未満の虐待通告案件では、出産前のゆりかご面接時点で予兆が見られても見過ごされてしまうことがある。そのため、母子手帳交付時から、保健だけでなく福祉も一緒にスタートしていくという感覚があっても良い。

・子ども家庭支援センター8か所と保健相談所4か所は、それぞれが地元に根付いているため、歴史的な地域とのつながりを生かした全体の体制作りの議論が大事になる。

2

- ・令和4年の児童福祉法改正で整備が努力義務化される「こども家庭センター」(子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を併せ持つ機関)について、新たな施設を整備しないのであれば、両機関の連携方法を明確化しておく必要がある。また、こども家庭センターの役割として重要なのは、虐待の予防的支援を手厚くしていくことである。
- ・学校と関係機関との連携時に重要となるスクールソーシャルワーカー は、十分な配置がなされるべきである。
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと子育て支援部門の連携・役割分担について検討が必要である。
- ・傾聴ボランティアのような家庭に入っていくことを強みとする団体や 市民との連携について検討したほうが良い。

### 通告窓口

3

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル189や江東区のこどもの虐待ホットラインといった複数の通告窓口があることで、通告内容と担当部署とのミスマッチを起こす等のデメリットが生じる。そのため、通告窓口を一本化し、通告を適切な部署に振り分ける専門職を配置すべきである。また、この専門職を育成するための研修体制の構築も必要である。
- ・区民や関係機関からの連絡で、どのようなものが通告で、どのような ものを相談として扱うのか、あらためて整理が必要である。

# 職員体制

- ・関連部署のどこに配属されても対応できるような研修やジョブローテーション (児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所、生活保護、DV、保育など)を検討し、人材育成計画を策定すべきである。
- ・現場の危機感を共有するためには、児童相談所と子ども家庭支援センターそれぞれの職員がアセスメント等において同等のスキルを身に着けておく必要があり、そのための研修体制の整備が必要である。
- ・児童福祉司をはじめとした専門職の配置人数は十分なものにしておく べきである。
- ・養育を改善させていくには親子に対する心理的ケアも大切であるため、 子ども家庭支援センターの心理職の人数もしっかりと配置すべきであ る。
- ・弁護士の配置は、今後の一時保護時の司法審査の導入等も考慮した体制にすべきである。

## 一時保護所

- ・一時保護所内で暴れてしまう等、対応が難しい児童もいることから、 職員は相応の専門的スキルが必要となる。
- ・乳児のショートステイでは、保護者が迎えに来られず一時保護に切り 替わるケースがある。その際、緊急預かりが可能な児童養護施設が区 内にないため、対応方法を検討する必要がある。

・既に開設した区では、想定以上の入所数となっているため、定員数を 多く見込んだほうが良い。

- ・こども一人一人の個別性が尊重されるべきであり、居室は個室とする ことが望ましい。
- ・リスクをより正確にアセスメントするために、家族で生活しその様子 をみることができるような部屋を設けても良いのではないか。
- ・性的マイノリティへの配慮等に関する検討が必要である。
- ・困難を抱えるこどもたちにとって、安心して生活できる場所にして欲しい。

### 社会的養護

- ・区内に児童養護施設がなく、養育家庭(里親)も多くないことは大きな課題である。新生児から預け入れられる体制や預けた後のサポート体制の検討が必要である。
- ・区内に施設がないことから、遠方の施設へ入所させた場合、こどもの 様子を把握するためにその施設へ出向く職員の負担は大きくなってし まう。
- ・社会的養護の現場への派遣研修も進めるべきである。

### こどもの権利擁護

- ・こどもの意見を単に聞くだけでは意味がなく、適切な対応がなされる よう、そのあり方や具体的方法の検討が必要である。
- ・こどもの権利擁護センターやこどもの権利擁護評価機関について、体制や連携方法などの検討が必要である。こどもの権利擁護評価機関は児童福祉審議会が担うことが考えられるが、その第三者性をどう担保するのかも大きな課題である。

5

7

6